税の申告が始まります

2/16(月)▼3/16(月)

平成27年度住民税（町・県民税）の申告と平成26年分所得税及び復興特別所得税の確定申告が始まります。これらの申告は、町・県民税額を決定するだけでなく、国民健康保険税や介護保険料、後期高齢者医療保険料などを算定する際の基礎となりますので、適正な申告を期限内にお願いします。

役場の申告相談

会場
溝口公民館2階（2月16日～2月25日）
農村環境改善センター1階（2月26日～3月16日）
※2月22日(日)と3月8日(日)も実施します

受付時間
午前の部　8時30分～10時（相談は9時～）
午後の部　8時30分～15時（相談は13時30分～）
※2月22日(日)、25日(水)は午前のみ

相談日程
集落ごとに相談日を設けています。
ご都合の悪い方は予備日をご利用ください。

月	日	曜	集落名	会場
2	16	月	間地、二部区、東畑池、西畑池	溝口公民館
	17	火	福岡区、焼杉、三部一区、三部二区	
	18	水	溝口一、溝口文教区、溝口二、溝口三、溝口四、溝口五、谷川	
	19	木	上の名、須鎌、藤屋、船越、福吉、福島、宮原、白水、根雨原、宇代	
	20	金	中祖、古市、父原、荘一、荘二、荘三	
	21	土	お休み	
	22	日	予備日（溝口地域対象）※午前のみ	
	23	月	大江、長山、妙見寺、貴住、上野、大平原、金屋谷	
	24	火	岩立、桝水高原、アイノピア、遊久の郷、大内、籠原 栃原、大瀧、大坂、大倉、大原（おおばら）	
	25	水	富江、末鎌、福永、添谷　※午前のみ	
	26	木	林ヶ原、清山、口別所、久古、福原、サン団地	農村環境改善センター
	27	金	番原、真野、大原（おおはら）、須村	
	28	土	お休み	
3	1	日	お休み	
	2	月	丸山、小林、藍野、ペンション	
	3	火	上細見、立岩、木戸口、吉定	
	4	水	岸本、押口、伯耆ニュータウン	
	5	木	駅前、吉長、遠藤、遠藤団地、リバータウン	
	6	金	大寺、こしきが丘	
	7	土	お休み	
	8	日	予備日（全地域対象）	
	9	月	殿河内、田園町、みどり	
	10	火	坂長	
	11	水	スカイタウン大殿、岩屋谷、小野、小町	
	12	木	予備日（全地域対象）	
	13	金	予備日（全地域対象）	
	14	土	お休み	
	15	日	お休み	
	16	月	予備日（全地域対象）	

申告に必要なもの

●印鑑（認印で結構です）

●所得金額の計算に必要な書類（一例）
・給与・公的年金の源泉徴収票
・事業・農業・不動産などの帳簿類など
・報酬の支払調書など

●所得控除の計算に必要な書類（一例）
・社会保険料（健康保険料、介護保険料、国民年金保険料など）の領収書か支払金額がわかる書類
・医療費の領収書（あらかじめ受診者、医療機関ごとに仕分・集計してください）
・保険会社が発行する生命保険料、地震保険料などの控除証明書
・障害者手帳、障害者控除対象者認定書
・寄附金の領収書、証明書など

●（還付申告される方）
還付金振込先の口座番号などがわかるもの（本人名義）

●（税務署から確定申告書が届いている方）
送付された確定申告書

住民税の申告が必要な方

平成27年1月1日現在、伯耆町に居住されている方は、原則として住民税の申告が必要です。ただし、次のような方は申告不要です。

住民税の申告が不必要な方

●平成26年分所得税の確定申告書を提出された方
所得税の確定申告が必要な方は、確定申告を行ってください。役場でも相談受付します。

●平成26年中の収入が給与所得のみの方
勤務先から伯耆町に「給与支払報告書」が提出されていない場合は申告が必要です。提出状況を勤務先へ確認してください。

●平成26年中の収入が公的年金のみの方

※このほか、平成26年中に所得が無い方や住民税が非課税となる方は、住民税の申告義務はありませんが、非課税（所得）証明が必要な場合や国民健康保険に加入されている場合などは申告が必要です。

【問い合わせ先】
住民課　税務室　☎68−3114